

国際高麗学会 日本支部通信 (第 28 号)

国際高麗学会日本支部 会長 朴 一
〒543-0024 大阪市天王寺区舟橋町 2-2 OIC センタービル 5F
TEL 06-6763-2684 FAX 06-6763-5080
E-mail isksj@ams.odn.ne.jp HP <http://www.isks.org>

巻頭言

辞典編集作業に携わって

朴 一 (日本支部 会長)

2005 年 11 月に高麗学会日本支部の会長に就任してから約 4 年が過ぎた。この間、日本支部の規約を改正し、他の学会のように学会組織を評議委員会から理事会に、代表・副代表職を会長・副会長職に改定させて頂いた。それにもなつて学会理事のメンバーを一部改選し、新理事を補充し新しい理事会で学会をスタートさせることができた。

またこれまで年末の冬期に開催されていた学術大会を、会計監査の関係で 5 月・6 月の春期に開催することになった。さらに、毎年大阪で開催されてきた学術大会の場所も、いろいろな地域で開催した方がよいという会員の意見を受け入れ、昨年 (2008 年) は立命館大学で開催。各地から多くの参加者を迎え、盛大な大会を行うことができた。会場確保にご尽力いただいた立命館大学の文京洙先生に感謝申し上げたい。

高麗学会は 2010 年に創立 20 周年を迎えるが、記念事業として何かできないかと考え、2006 年から『在日コリアン辞典』の編集に取り組んできた。近年、日本のみならず韓国でも、在日コリアンをテーマにした卒業論文、修士論文、博士論文を執筆する学生が増加しているものの、書物ばかりで辞典らしきものは存在していない。なんとか、在日コリアンに関心をもつ研究者にも役立つ『辞典』を編集することはできないか。そんな思いで、辞典編集に取り掛かったが、編集作業は想像以上にたいへんであった。まず、高麗学会の会員を中心に編集委員会を結成し、2 か月に 1 度ほど編集委員会を続けながら、1 年かけて在日コリアンに関する歴史、社会、政治、経済、文化、風俗にまつわる重要な人名・事件・事象などを 1000 項目ほどピックアップし、項目ごとに執筆適任者を選定する作業を行った。しかし、監修に加わって頂いた先生方から項目が現代史に偏っているという指摘を受け、途中から学会のメンバーではない研究者にも編集委員として加わってもらうことで、執筆項目はさらに膨らみ、執筆者の数も増えていくことになった。また、執筆を依頼した先生方からこちらの対応のまづさでいろいろとクレームを頂くことも少なくなかった。

何よりも 200 人に及ぶ執筆者との連絡が一番複雑な仕事であるが、出版元 (明石書店) の担当者である朽見さんはこの 4 年間に 20 数回開かれた編集会議にすべて参加していただき、連日執筆者とメールでのやりとりを続けながら、地道な連絡・編集作業をリードしてくれた。編集委員一同、彼の編集者としての献身的な姿勢には頭が下がる思いであった。そして今年 9 月、ようやく全体の 8 割近い原稿が集まり、来年出版の目途がたった矢先、編集担当の朽見さんが一身上の都合で明石書店を去ることになった。彼がいなければおそらくここまで来れなかったことを考えると残念であるが、あと一踏ん張りなんとか辞典が完成するまで、皆さんと一緒に頑張っていきたい。

最後にこの間、規約改定から辞典編集作業まで、膨らんだ学会の事務作業を一手に引き受けてくれた斐光雄事務局長のご尽力に感謝したい。

[目次]

国際高麗学会日本支部 2009 年度学術大会 開催	3
シンポジウム『世界同時不況下の韓国社会～彷徨う企業と若者たち』	
<報告>	
韓国労働市場と労使関係	朴昌明 4
若者をとりまく現状 - 88 万ウォン世代、その後	金友子 5
世界同時不況と韓国経済	高龍秀 6
<コメント>	
韓国「88 万ウォン世代」の憂鬱	朴 一 7
韓国市民運動の新しい模索	文京洙 8
自由論題報告	
1. 在韓外国人処遇基本法の課題についての一考察	宋勝哉 9
- 国際人権規約からの分析の試み -	
2. 福沢諭吉の朝鮮関連政治評論に現れた「朝鮮政略論」	高城幸一 10
- 『時事新報』朝鮮関連政治評論(1882-1900)を中心として -	
各研究会 報告要旨	
1. 西日本研究会	
・金栄鎬著『日韓関係と韓国の対日行動 国家の正統性と社会の「記憶」』	金俊行 12
(彩流社、2008年)を読む	
・高龍秀著『韓国の企業・金融改革』(東洋経済新報社、2009年)を読む	安倍誠 13
・韓国『ハンギョレ新聞』の現状と課題	森類臣 14
2. 科学技術研究会	
・ベンチャービジネスを目指す研究者への提言	梁富好 15
- ソフトサーボシステムズ株式会社の設立までの紹介 -	
第 2 回理事会及び第 13 回総会 報告	16
国際高麗学会 第 9 回コリア学国際学術討論会 報告	16
訃報 金文子さん永眠	18
金文子さんの訃報に接して	文京洙
国際高麗学会日本支部規約	19
国際高麗学会日本支部役員名簿	20

国際高麗学会日本支部 2009 年度学術大会 開催

プログラム

日 時： 2009 年 6 月 6 日（土）

場 所： 大阪市立大学文化交流センター

【午前の部】

○ 自由論題報告 10:00～12:20

- 1. 在韓外国人処遇基本法の課題についての一考察
 －国際人権規約からの分析の試み－

宋 勝 哉（大阪経済法科大学）

- 2. 福沢諭吉の朝鮮関連政治評論に現れた「朝鮮政略論」
 －『時事新報』朝鮮関連政治評論(1882-1900)を中心として－

高城 幸一（前[韓国]巫州大学校）

第2回理事会 12:30～13:30

第13回総会 13:30～14:00

【午後の部】 14:00～17:30

○シンポジウム『世界同時不況下の韓国社会～彷徨う企業と若者たち』

- 第1報告：朴 昌 明（駿河台大学） 「韓国の労働市場と労使関係」
- 第2報告：金 友 子（立命館大学） 「若者をとりまく現状 - 88 万ウォン世代、その後」
- 第3報告：高 龍 秀（甲南大学） 「世界同時不況と韓国経済」

- 第1コメント：朴 一（大阪市立大学）
- 第2コメント：文 京 洙（立命館大学）
- 第3コメント：山地 久美子（神戸大学）

司会： 裴 光 雄（大阪教育大学）

懇親会 17:30

シンポジウム『世界同時不況下の韓国社会～彷徨う企業と若者たち』

第 1 報告: 韓国の労働市場と労使関係

朴 昌 明 (駿河台大学)

1. はじめに

1997 年末に IMF 経済危機を迎えた韓国はその後「V 字回復」と呼ばれる急速な経済回復を実現させた。GDP に見られるように、表面的には高度成長を再現させたように見られたが、これは「雇用なき経済成長」と皮肉られるように、失業・非正規職など雇用問題が改善されず、国民の体感景気は決して良好なものではなかった。また、IMF 経済危機による大規模なリストラを背景に労働争議が多発するなど労使関係が悪化した。「韓国経済のアキレス腱」と呼ばれる労使関係は、非正規労働者の増加に伴い非正規労働者をめぐる問題の影響が強く見られるようになった。ここでは IMF 経済危機以降の韓国の雇用問題と労使関係の概況について報告を行う。

2. 雇用問題

韓国の雇用をめぐる代表的な問題として①失業問題と②非正規職問題が挙げられる。韓国では IMF 経済危機によって失業率が急激に上昇(1997 年 2.6%→98 年 7.0%)し、経済回復期に低下傾向が見られた。2002 年以降韓国の失業率は 3% 台で推移しており、日本や欧米先進諸国に比べてむしろ低い数値となっている。しかし、2007 年の韓国の就業率は 63.9%と日本や欧米先進諸国に比べて低い点に着目する必要がある。これは未就業者の割合が高いことを意味し、公式統計上は計上されない潜在的失業者の規模が大きい可能性を示唆している。この傾向は性別では女性に強く現れている。年齢階層別で見ると、若年層は他の年齢層に比べて失業率も高く就業率も低い。近年若年層の失業が社会問題化しており、「88 万ウォン世代」という用語が流行するに至っている。

一方、IMF 経済危機以降、非正規労働者が増加した。2007 年の非正規労働者の週当たり労働時間は 42.5 時間と正規職の労働時間(47.9 時間)の 9 割弱であるのに対し、月平均賃金総額は非正規職(127 万 6000 ウォン)が正規職(200 万 8000 ウォン)の 6 割強であることから両者間の賃金格差の存在が確認できる。社会保険(国民保険・健康保険・雇用保険)の適用率もそれぞれ非正規職が正規職に比べて 25%ポイント程度下回っている。非正規労働者の割合は男性より女性が高い点については他の先進諸国と類似しているが、非正規労働者のうちパートタイム労働者が占める割合は他の先進諸国に比べて低い半面、期間制労働者が多いのが韓国の特徴である。また、派遣や請負など間接雇用労働者、運輸・学習誌・保険産業に従事する特別就労形態労働者が全体に占める割合は他に比べて高くないものの、待遇や労働環境、法的地位をめぐる社会的な注目が高まっている。

3. 労使関係

大企業を中心に 90 年代以降企業別組合の社会運動性が弱化する一方で戦闘的経済主義を強め、深刻な労使紛糾も度々見られたことから、労働組合は韓国社会から「集団利己主義」という批判がなさ

れてきた。労働組合組織率も年々低下(1998年12.6%→2006年10.3%)した。この一因として中小企業労働者や非正規労働者を組織するには、企業別組合体制では限界性があるということが考えられる。そのため、この問題を克服するために労働組合運動勢力は労組の産別化や非正規職組合の組織化に重点を置いた活動を展開している。

非正規職の問題は団体交渉や労働争議にも影響を及ぼしている。企業別組合は大企業正規労働者を中心に組織されているため、組織労働者(大企業正規労働者)と未組織労働者(中小企業労働者・非正規労働者)の賃金格差の問題が指摘されてきた。そのため、労働組合は賃金交渉では2005年から正規職と非正規職に区分して要求賃上げ率を提示している。IMF経済危機以降韓国では労働争議が増加する傾向が見られたが、景気停滞が長期化するにつれ2005年から減少傾向が見られる。しかし、労働損失日数は他の先進諸国に比べて依然高く、近年は非正規職問題をめぐる労使紛糾が社会問題化している。

第2報告:若者をとりまく現状—88万ウォン世代、その後

金友子(立命館大学)

2007年8月に発刊された『88万ウォン世代』(禹哲熏・朴権一著、レディアン。日本語訳は『韓国ワーキングプア 88万ウォン世代——絶望の時代に向けた希望の経済学』金友子・金聖一・朴昌明訳、明石書店、2009年2月)は、韓国では約10万部が売れ、人文系書籍で異例のヒットとなった。88万ウォンとは、韓国の若いワーキングプアを指す言葉で、非正規職全体の平均賃金(1か月)に20代の給与の平均比率である74%をかけた数値を世代に冠したものである。この世代に含まれるのは90年代半ばから後半にかけて大学に入り、97年のアジア経済危機とともに20代を過ごし、現在30代くらいになる年齢層とその後の世代である。

「88万ウォン世代」論は、高度成長時代が終わり雇用なき成長によって上の世代に比べて生涯期待所得が少ない若者たちの現実と、社会的弱者にとって韓国社会が非常に過酷であることを明らかにした点にあらう。とりわけ、これまで社会の弱者としては語られてこなかった大卒の若者が「社会的弱者」に含まれたこと、さらにそのうち9割以上は負け組になるという予想が与えた衝撃は大きい。賛否両論あるが、88万ウォン世代という用語が現在の若者あるいは韓国の社会経済的状況を語る上で重要なキーワードとなったことは確かである。

2009年4月現在で大卒失業者は32万7000人、史上最大となった(京郷ニュース、5月10日)。これは全体失業者(90万8000人)の36%を占める。また、20~30代前半の失業者のうち2人に1人は大卒である。大卒失業者はIMF危機以降最大を記録している。

今年4月、青瓦台近くで大学生たちが「登録金(学費)引き下げ」「青年失業解決」そして「李明博審判」を求めて記者会見を開き、続いて断髪式を行うという事件が起こった。大学自律化の名のもとに上がり続ける学費、高額の学費を払いきれず休学/復学を繰り返す学生、さまざまな学生ローンを利用して「5000万ウォン大学に払って得られるのは88万ウォンの職」という雇用状況のなかで、返済滞納者が増え、大学を出ると同時に債務不履行者としてブラックリストに載せられてしまう。

本報告では、88万ウォン世代論が提起した問題と、それへの反応を紹介する。さらに近年の若者をめぐる状況を概観し、いくつかのオルタナティブな動きに言及したい。

第 3 報告:世界同時不況と韓国経済

高 龍 秀(甲南大学)

1. 2008 年後半からの世界金融危機は韓国経済を直撃した。9 月 15 日のリーマン・ショック以来、韓国ウォンは大きく下落し、年間最安値となった 11 月 24 日の 1 ドル=1509 ウォンへと、1998 年以来の 10 年ぶりの安値となった。1997 年末の IMF 危機を彷彿とさせる事態の中で、韓国株価も急落した。国際収支表からこの時期の特徴をみると、第 1 に、外国金融機関による韓国への銀行融資が、2006 年と 2007 年の合計で 1,163 億ドルという大規模になっていたが、この銀行融資は 2008 年に激減し融資回収と転じたことである。国際決済銀行(BIS)のデータでは、韓国民間銀行の借入先では欧州が 57%、米国が 20%、日本が 9%である。また、この銀行借入の 6 割程度が満期 1 年未満の短期融資であった。

第 2 の特徴は、「証券投資」であり、外国金融機関による株式・債券への投資が 2007 年まではプラス(韓国へのマネーの流入、07 年に 304 億ドル)となっていたが、2008 年にマイナス 385 億ドルと大幅なマイナス(韓国からのマネーの流出)となったことがわかる。この株売却によるマネーの流出が大きなウォン売り圧力となったのである。

アジア開発銀行のレポートで「韓国はアジアで最も資本取引が自由化された国になった」と指摘されたが、その結果、銀行融資と証券投資という形態で、グローバルマネーが 2007 年まで流入していたが、世界金融危機により、一気に流出に転じ、ウォン急落と株価急落をもたらした。

1997 年と異なる点は、第 1 に、外貨準備が 2007 年末で 2,622 億ドルと 96 年末の 8 倍程度と余裕があること。第 2 に、チェンマイ・イニシアティブなどアジア各国間での外貨準備融通のスキームがセイフティネットとなっていること。第 3 に、97 年には通貨下落までの過程で民間銀行の経営危機や財閥破綻などが頻発したが、2008 年には銀行・財閥破綻は少なかった点が指摘できる。

しかし、世界金融危機は直ちに世界の实体经济を悪化させ、その影響は韓国経済をマイナス成長に追い込んだ。2008 年第 4 四半期(10 月~12 月)の GDP 成長率を前期比年率でみると、日本が-12.7%、米国が-6.2%、ユーロ圏が-5.7%と軒並み大幅なマイナス成長となり、これら地域への輸出に依存してきた韓国も-20.8%と深刻なダメージを受けている。

為替レートも株価も 2009 年 3 月を底に回復の気配を見せている。しかし、韓国経済はグローバル経済にますます組み込まれ、その影響を強く受けるため、今後、米欧で第 2 のリーマン・ショックや GM/クライスラーなどの企業再生の失敗などが顕在化すると、直ちにその影響を直撃する状況にある。

2. 韓国金融機関は、国民銀行、新韓銀行、ウリ銀行などに再編されてきた。2009 年 3 月末で国内銀行の不良債権比率は 1.47%で 2008 年末の 1.14%より上昇したが、IMF 危機の後に莫大な公的資金を投入したのちでもあり、破綻の危機に直面するほどの問題はない。

韓国の財閥では LG が最も早く持株会社に統合し、SK も持株会社化を進めている。現代グループは分裂し現代自動車グループがその中では最も規模が大きな企業グループに浮上した。三星グループでは李健熙氏がグループ会長を辞任し、その長男への継承が準備されている。IMF 体制から 10 年の経過の中で、①韓国財閥の負債比率が大きく低下し、②過剰な多角化もビッグディール政策などで

ある程度進められた。しかし、いくつかの不祥事とその裁判に係争中であり、これら不祥事を防止するようなコーポレート・ガバナンスの確立が課題となっている。

* * *

第 1 コメント：韓国「88 万ウオン世代」の憂鬱

朴 一（大阪市立大学）

97 年以来の深刻な経済危機に直面する韓国で、ここ数年、「88 万ウオン世代」という言葉が流行している。雇用情勢に改善の兆しが見られない不況下、大学を出ても正規職につけない 20 代の若者が急増。彼らがバイトや派遣労働など非正規職で稼げる平均月収が約 88 万ウオン（日本円で約 6 万円）であることから、この言葉が生まれたと言われている。

「88 万ウオン世代」という言葉が韓国人の間でよく使われるようになったのは、盧武鉉政権末期の 2007 年 8 月、『88 万ウオン世代』（ウ・ソクン、パク・コニル著：レディアン刊）という一冊の本が出版されてからである。同書は、韓国の若者たちが、過酷な受験戦争を勝ち抜いて大学に入り、就職に不可欠な TOEIC 対策に多くの時間と労力をさいて大学を卒業しても、ごく少数者しかまともな就職口を見つけることができず、非正規職にとどまり続けるならば、この国に未来はないと訴え、若者や彼らの親世代に衝撃を与えた。同書は瞬く間にベストセラーになり、「88 万ウオン世代」は若者たちの間で流行語になった。深刻な若者のワーキングプア問題を「88 万ウオン世代」という言葉で代弁した同書は、2007 年 12 月の大統領選挙にも大きな影響を与えた。野党政治家やマスコミが、「88 万ウオン世代」を、金大中・盧武鉉両革新政権下で進められた構造改革のゆがみとして取りあげるようになったからである。

事実、金大中政権の構造改革を継承した盧武鉉政権下でも、系列企業の整理とそれに伴う正規職（正社員）の整理解雇が継続されたため、盧武鉉大統領が就任した 2002 年から退陣する 2007 年の 5 年間に非正規職は 170 万人以上増加し、2007 年には非正規雇用者が勤労者の 3 分の 1 を占めるようになった（韓国統計庁『雇用統計』2007 年 9 月）。

こうした企業の人員整理は、大卒者の就職状況にも暗い影を落とした。先の大統領選挙が実施された 2007 年の大卒者約 25 万人のうち、正社員として就職できたのはわずか 48%、アルバイトや派遣社員など非正規職で働く 20 代は 225 万人に膨れ上がり、20 代全体の 53% を占めた（『朝鮮日報』2007/11/22）。

大統領選挙で、こうした先の見えない「88 万ウオン世代」の心をつかんだのが李明博候補だった。19 歳から 39 歳までの若年層が全投票者の 44% を占めたこの選挙では、若年層の投票行動が当否を決めると言われ、すべての候補が「88 万ウオン世代」の雇用問題に言及した。しかし、「まじめに生きてきた者が報われる時代」をスローガンに、747（7% 成長、一人当たり GNP 4 万ドル達成、世界 7 大強国入り）を目標にした経済成長で雇用を創出し、非正規職者の不安を解消するというバラ色の選挙公約を掲げた李候補が、「88 万ウオン世代」をはじめとする若年層から圧倒的な支持を集め当選することになった。

しかし、李明博大統領に対する「88 万ウオン世代」の期待はたちまち失望に変わってしまった。李明

博氏が大統領に就任した直後から、株安に不動産バブル崩壊などが加わり景気が大きく後退。世界同時不況による輸出の急減と内需不振で、韓国経済は通貨危機以来 10 年振りのマイナス成長を記録することになったからである。

今年(2009 年)に入ってから新規就業者の伸びも急速に鈍り、雇用不安も広がっている。今年1月の就業者数は前年の同じ月と比べると 10 万 3000 人減っており、2ヵ月連続でマイナスを記録。なかでも 20 代の就業者数が 20 万人近く減少したことで、若年層の失業率は 8.2%まで高まっている(韓国統計庁『経済活動人口調査』)。ただし、卒業後正規職につけないまま非正規職で生計を立てている若者、公務員を目指して大学卒業後も専門学校で受験勉強を続ける若者、就職難から故意に単位を落として大学に残る「5回生」など、事実上「半失業」状態にある若者は失業者指数に反映されていない。こうした「88 万ウオン世代」とその予備群の存在を視野に入れるならば、韓国における失業者・半失業者の実数は統計上のデータを遥かに上回るだろう。

かつて高度成長期に就職活動を迎えた維新世代や386世代は、有名大学を卒業していなくても、それなりの企業に正規職として就職し、家族を養い、安定した老後を迎えることができた。しかし、今回の未曾有の経済危機で構造調整を余儀なくされた政府・自治体・企業が、部署や系列企業の統廃合を進め、新卒者の採用を大幅に減らしたため、20 代のわずか 5%しか官公庁や大企業に就職できなくなってしまった。

李明博大統領は今年に入ってから、「雇用対策に全力を傾ける」ことを改めて約束したが、非正規職からの脱出を願う「88 万ウオン世代」で、この言葉を信じるものはほとんどいない。大統領が掲げた選挙公約は未だ何一つ実現していないからだ。大統領が非正規職者を救済するための有効な対策を講じることなく、このまま若者の失業問題を放置し続けるなら、「88 万ウオン世代」の反発はさらに強まるだろう。

『88 万ウオン世代』の著者の一人、ウ・ソクン氏は「日本の 20 代は困難であるとはいえ、韓国より遥かにマシな環境にある」と述べているが、「非正規労働と派遣人生で地獄の只中にいる」若者たちが置かれた劣悪な労働環境は日本も同じだと言える。「88 万ウオン世代」の憂鬱は日本の若者と決して無縁ではない。3人の報告を聞いて、そんなことを考えた。

第 2 コメント：韓国市民運動の新しい模索

文 京 洙 (立命館大学)

今大会のシンポジウムでは、この間の韓国社会が直面する困難について労働(朴昌明氏)、社会(金友子氏)、経済(高龍秀氏)の各分野からの報告があった。

労働の分野では、雇用なき成長に伴う就労の不安定化がかつてなく深刻化するなかで、組織率の低下に苦しむ労働組合が産別化や、非正規職の組織化を模索しつつある状況が報告された。社会の分野では、これまで社会的弱者や疎外集団として語られてこなかった高学歴の若者たちが、「88 万ウオン世代」として、きわめて過酷な現実と直面している現状と、これに対する若い世代のオルタナティブな取り組みが紹介された。経済の分野では、2008 年のリーマン・ショック以来、韓国経済を襲った金融通貨危機が、1997 年末の IMF 危機との対比で分析され、この間の資本取引の自由化によって、

銀行融資や証券取引を通じてグローバル・マネーがいきなり流出入をくりかえす韓国経済の危うさが指摘された。

以上の報告について、以下では、社会運動という観点からコメントしたい。報告を通じて現在の韓国社会が、従来の社会運動が提起してきた異議申し立てやオルタナティブには到底、還元できないような深刻な危機に直面していることがあらためて痛感された。脱産業化が言われ、労働の多元化や脱中心化が現実となるなかで、製造業部門中心の産別運動の展開を社会問題解決の要にすえるような考え方は問い直されざるを得ない。雇用なき成長という現実、政府の経済・金融政策のあれこれの是正や変更によって対処しうる次元を超えて提起されている。実は、こうした問題は、90年代以降の韓国社会の先導役を演じてきた市民運動のリーダーたちにも運動の危機や転機として自覚されている。盧武鉉政権の成立(03年)を前後する2000年代の前半は、87年の民主化以来の、権力や大財閥への異議申し立てや監視を通じた制度改革運動の周期が一段落して、韓国の市民運動が新しい模索を始めた時期であった。この模索はおおむね以下の二つの方向でなされているといえる。

一つは、「社会的企業」「社会的経済」「連帯経済」などの名称で呼ばれる<市民事業>の方向である。つまり、市民運動が単に異議申し立てや監視の主体であることを越えて、多様な分野の公共目的のために、ときには政府や企業と協働して、公共財・サービスの供給体制の一翼を担うということである。もう一つは、地域社会での<村おこし>や<まちづくり>の方向である。すなわち、それまでの専門家中心、マスメディア中心の運動方式とは違って、地域住民自身によるニーズの表明、住民・行政・市民団体間の豊かで開かれたコミュニケーションを前提とした自治体改革・地域民主主義の方向である。

ともあれ、失業、格差、高齢化、受験地獄、そしてマイノリティの人権といった日増しに深刻化する生活世界の問題群を前に、政府や企業に問題解決を求めるだけでなく、ときにはその両者に先んじて創意と洞察に溢れるアジェンダを提起し実践することができるのか否か——いま、韓国の市民運動はその盛衰をかけた岐路に直面している。

* * *

自由論題報告

在韓外国人処遇基本法の課題についての一考察 —国際人権規約からの分析の試み—

宋 勝 哉 (大阪経済法科大学)

日本における外国人法制度は、出入国管理及び難民認定法と外国人登録法という「外国人管理法」によって成り立っている。その現状に対して、外国人に関する新たな法律の制定の必要性が各界各層で提起されている。そこで論じられる法律とは、大きく分けて次の二種類である。まず一つが、多文化共生基本法の制定である。これは、多文化共生社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律であり、多文化共生社会の形成の推進に関する基本理念を定め、国、自治体及び市民の責務を明らかにするとともに、施策の推進体系を定めるものとされる。もう一つは、外国人

基本法や人種差別禁止法の制定である。しかしながら、現時点においても、多文化共生基本法や外国人基本法、人種差別禁止法等の法律は成立していない。

さて、韓国では、2007 年 4 月 27 日、在韓外国人処遇基本法案(以下、「同法」と略す)が国会を通過し、同年 5 月 17 日に公布され、7 月 18 日に施行された。同法は、第 1 章「総則」(第 1 条～第 4 条)、第 2 章「外国人政策の策定及び推進体系」(第 5 条～第 9 条)、第 3 章「在韓外国人等の処遇」(第 10 条～第 17 条)、第 4 章「国民と在韓外国人が共に生きる環境の醸成」(第 18 条～第 19 条)、第 5 章「補則」(第 20 条～第 23 条)及び「附則」から構成されている。同法については、その内容が、既にいくつかの日本語論文でも紹介されている。これらの先行論文の紹介の関心は、韓国が外国人政策を進める基本体系を整備した点を肯定的に評価した上で、日本における多文化共生基本法の制定を推し進める環境を整備し、日本の世論を喚起することにあると言えるだろう。

同法の目的は、①在韓外国人の韓国社会への適応、②韓国国民と在韓外国人が互いを理解し尊重する社会環境作り、③大韓民国の発展と社会統合に貢献すること(第 1 条)にある。韓国政府による外国人基本計画の策定は、そのための一手段にすぎない。そして、同法第 1 条に掲げる目的実現のために、在韓外国人に対する差別防止、人権擁護及び処遇改善を実現することも在韓外国人の社会統合にとって重要な課題であると言えるだろう。このことは、法務部の国会における答弁においても明言されている。それでは、在韓外国人に対する差別防止、人権擁護及び処遇改善という観点から、同法をどのように評価することができるのか。

同法の立法過程では、「在韓外国人は、『大韓民国憲法』により締結及び公布された条約、大韓民国に適用される国際慣習法又は国内法に定めるところにより、その法的地位が保障される。」(在韓外国人処遇基本法 立法予告時法案 第 3 条)及び「国及び地方自治体は、外国人の困窮した立場を利用した人権侵害行為を予防し、その権利救済に必要な措置をとることができる。」(在韓外国人処遇基本法 立法予告法案 第 12 条 2 項)等の条文が削除された。また、国会審議の過程を経て、「法務部長官は、基本計画を策定する際には、相互主義の原則を考慮する。」(第 5 条 5 項)との条文が加えられた。そして、同法においては、在韓外国人の処遇の実体に係る第 3 章「在韓外国人等の処遇」に定められた各処遇を遂行する国の義務については、宣言的、努力的な義務として規定されているに過ぎない。これらの点を踏まえると、この法によって、在韓外国人に対する差別防止、人権擁護及び処遇改善が実効的に保障されるとは言いがたい。

一方、同法は、その条文内容の検討からもわかるように、法務部が外国人政策の中心官庁となり外国人基本計画を立案するとともに、縦割りではなく省庁横断的に、体系的に外国人政策を進める基盤作りには貢献する法律であると評価することができるだろう。

もちろん、国が外国人政策を体系的に進めることの意義を否定するものではない。しかしながら、在韓外国人の韓国社会への適応や社会統合のためには、在韓外国人に対する差別が禁止されるとともに、在韓外国人に対する基本的な人権と処遇が実効的に保障されなければならない、それを確かなものにする立法が必要であることも事実である。

福沢諭吉の朝鮮関連政治評論に現れた「朝鮮政略論」 —『時事新報』朝鮮関連政治評論(1882-1900)を中心として—

高城 幸一(前[韓国]亜洲大学校)

本論文の目的は、‘政治評論’的な観点から福沢諭吉が「時事新報」に発表した 313 編の朝鮮関連‘論説文’の分析・検討を通して福沢諭吉の「朝鮮政略論」の内容及び性格を明確にすることにある。特に、本論文は、福沢の朝鮮関連政治評論を5つの時期、即ち、『時事新報』創刊(1882年3月1日)以前、壬午軍乱(1882年7月23日)前後、甲申政変(1884年12月4日)前後、天津条約(1885年4月18日)体制、そして日清戦争(1894年8月-1895年4月)前後に分けて分析した。

まず、福沢は明治初期に、自身の‘文明論’の観点から朝鮮を‘半開’ないし‘小野蛮国’と評価した。この時期、福沢は朝鮮を、何の魅力もない国と見て無視した。従って、この時期の福沢の「朝鮮政略論」は、忌避的であり具体的な政略論ではなかったと言える。しかし、このような内政外交の基本方針は、1881(明治14)年には、「外の艱難を知り内の安寧を維持し、内が安寧にして外で競争する」とする‘内安外競’に変わった。ここで言う‘外競’は、海外へ、特に、朝鮮への‘国権の拡張’を意味する。この時期福沢は、『時事小言』(1881)で、日本の独立を維持するためには防衛線を支那と朝鮮(特に朝鮮)まで拡大しなければならないとする‘類焼き’防止的な‘東アジア連帯論’、又は‘アジア東方の盟主論’を提示する。この朝鮮政略論は、第1に文明へ朝鮮を誘導するという点、第2に支那や朝鮮と連帯して西欧列強の侵略に対抗しなければならない、その時は日本が盟主にならなければならないとする点、第3に日本が朝鮮を援助するのは日本自国の安全を確保するためであるとする点、第4に「兵備は国権を維持する大本である」とする認識の下に強大な軍事力を持たなければならないと主張した点、以上の4つの基本方針に集約できる。以後、このような観点は福沢の評論で一貫して観察される。

一方、福沢は壬午軍乱終結以後、朝鮮の文明化のための朝鮮政略論の3つの基本方針、即ち、武力による国政干渉的な方法、学問による文明改革的な方法、資金を移用して文明化事業を起こす方法を提示する。これ以降の福沢の朝鮮政略論は、この3点の基本方針に基いて展開される。

まず、‘武力による国政干渉的な方法’で朝鮮を文明化しようとした具体的な例としては、壬午軍乱直後の‘国務監督官の設置による内政改革の主張’を挙げることができる。この主張は壬午軍乱直後には実現しなかったが、12年後の日清戦争下で壬午軍乱・甲申政変当時外務卿であった井上馨を駐朝鮮公使に任命して、彼の監督下に朝鮮の内政改革を実行したことで具体化した。甲申政変は福沢が黒幕として直接事件に関与したという事実を考慮すれば、‘武力による国政干渉的な方法’の直接行使であると言える。しかし、政変の失敗により朝鮮における自己の基盤が完全に失われ、朝鮮改革に絶望した結果、侵略的な「脱亜論」の主張が登場する。このような点から「脱亜論」は、清国と朝鮮に対する絶縁と侵略の宣言であると一般的に理解されているのとは異なり、朝鮮改革に対する放棄宣言ないし敗北宣言であったと言える。日清戦争前後の福沢の‘朝鮮内政改革論’も‘武力による国政干渉的な方法’の具体的な例と見ることができる。

次に、‘学問による文明改革的な方法’を土台とした朝鮮政略論は、福沢が自身の弟子達を朝鮮の文明化のために派遣した、いわゆる朝鮮に対する‘文化工作’の事例を挙げることができる。それは、壬午軍乱直後に日本に謝罪するために通信使として訪日した正使・朴泳孝、顧問・金玉均の依頼で実施された。その時は、福沢が本心から朝鮮の文明化を考えていたようである。

最後に、‘資金を移用して文明化事業を起こす方法’を土台とした朝鮮政略論は、具体的な事例というよりも福沢の主張として現れる。即ち、福沢は経済借款のために金玉均が訪日する前、即ち、明治16(1883)年6月1、2、5日付けの3編の論説で、福沢は朝鮮に資金を貸与すべきであると主張した。このような論旨は、明治29(1896)年1月23日付けの論説でも反復される。日清戦争終結直後の三国

干渉を契機としてロシアが朝鮮に進出すると、日本主導による‘朝鮮内政改革’は困難になった。そのような状況下で福沢は、朝鮮内地に日本人を移住させ朝鮮人と雑居させて日本人の行動と生活様式を通して朝鮮人の意識改革を行い、朝鮮の文明化事業を推進することを主張する。これは、日本人主導による朝鮮の殖産興業に比重を置いた‘移住・雑居論’的な朝鮮政略論であると言える。しかし、移民地では日本語と日本の宗教をそのまま使い、現地人にもそれらを強要する必要があると主張しているのを見れば、福沢の‘移住・雑居論’は、朝鮮人を‘日本国民化’するための政略論であったと言える。

以上で概観したように、福沢の朝鮮政略論は、壬午軍乱直後の朝鮮に対する‘文化工作’の時期を除外すれば、常に脅迫による朝鮮の文明化、即ち、‘武力による国政干渉的な方法’を強要したと言える。‘資金を移用して文明化事業を起こす方法’を土台とした朝鮮政略論と‘移住・雑居論’的な朝鮮政略論も基本的には、‘武力による国政干渉的な方法’を土台とした朝鮮政略論であったと言える。

しかし、福沢の朝鮮政略論の最終目的・目標は、朝鮮の併合にあるのではなく、朝鮮の保護国化、又は朝鮮を日本の影響下に置くことにあったと考える。‘類焼き予防的’な‘アジア連帯論’以外に日本の朝鮮への進出を正当化する論理を持っていなかった福沢は、「脱亜論」を除外すれば終始一貫して‘アジア連帯論’的な立場を守ったと考える。

各研究会

第 66 回西日本研究会 2009 年 5 月 9 日 (土)

金榮鎬著『日韓関係と韓国の対日行動 国家の正統性と社会の「記憶」』 (彩流社、2008年)を読む

金 俊 行 (関西学院大学)

著者は広島市立大学国際学部准教授。本書は2003年に明治学院大学大学院国際学研究科にて博士(国際学)が授与された審査対象論文に、第6章の書き下ろしが加えられて2009年に東洋経済新報社から出版された。

まず報告は、担当者が国際学あるいは政治学に関する見識を欠いていることから、著書全体の構成および各章の要約を提示するとともに、論評は続く研究会参加者識者の質疑・討論に委ねられた。

さて本書の目的は、韓国における個々の対日行動の考察から始め、その背景にある認識枠組みに着目し、意識・態度に基礎づけられた対日行動の媒介要因を検出することにある。つまり、韓国政府の対日政策は基本的に協調であるのに対して、それとはしばしば乖離する対立行動を採ってきたという事実に着目し、「認識枠組み」すなわち事実(情報)を認識・判断し特定の態度を形成する枠組みを分析する。そのさいに重視される要素が、ひとつは韓国政府を朝鮮半島における唯一合法とする国連決議に基づく「国家の正統性」であり、またひとつは社会の「記憶」である。

具体的には、まず日韓会談・日韓条約を原点として、各年代から選択した二つずつの主要事例が分

析対象となる。第3章では金大中事件と文世光事件、第4章の日韓安保経済協力と教科書問題、第5章の日朝交渉と旧条約解釈、そして第6章では1990年代末からの変化、新たな要因が論じられる。これら韓国の対日行動の複数の異なるレベルの要因の相互関係を探りながら、いかなる状況下でいかなる要素の組み合わせが協調行動と対立行動の条件として作用するのか、事実がどうであるかだけでなく、事実がどう見なされているかが行動の要因となる認識枠組みとしての事実を客観的に扱い、飛躍なく論理を積み上げていることに参加者全体の共感を呼んだといえよう。

報告に続いてフロアーから、官製「反日」の影響に対する評価、社会の「集団的記憶」をどのようにして把握するのかといった質問があり、これには著者自らから事実認識および方法論について誠実な応答を受けた。また本書が指摘する 1990 年代末以降にみられる日韓関係の力学の変化というテーマが関心を集めた。ひとつは太陽政策である。これがそれまでトレードオフ関係にあった日韓協調と日朝改善が連動する動きが生まれたこと。またひとつは東アジア地域協力の進展である。これは国家正統性対立を抑制し、歴史認識問題を包み込み、北朝鮮の改革開放の受け皿となる可能性があり、同時にこれが日韓関係協調促進の要因となるという。報告者にとって得難く有意義な学習機会であったことを付け加えておきたい。

高龍秀著『韓国の企業・金融改革』(東洋経済新報社、2009年)を読む

安倍 誠 (アジア経済研究所)

本書は2000年に刊行された『韓国の経済システム』に続く著者2冊目の単行本になる。本書の議論は通貨危機直後の韓国の企業・金融改革、及びその後の上位財閥の新たな展開、更には昨今の世界金融危機の韓国経済への影響にまで及んでいる。その詳細な実態解明が本書の特色のひとつであるが、財閥の「生き残り戦略」と将来像について、著者が独自の議論を展開している点も本書の大きな魅力である。以下、財閥に関する著者の主張をまとめた第10章の議論を紹介した上で、簡単にコメントを付しておきたい。

著者は、まず通貨危機後の主要な財閥の生き残り策を概観し、特に財閥のコーポレート・ガバナンスに関わる法令違反事例が頻発していることから問題の深刻性を強調し、抜本的な改革政策の実行を求めている。次に、三星グループを事例に財閥の脱ファミリービジネス化の可能性を検討している。著者によれば、ファミリービジネスには「メリット」と「コスト」がある。メリットとは、第一にはオーナー経営者による意志決定の速さと大胆な設備投資の実行であり、第二にはオーナー経営者が産業政策の担い手である政府と密接な関係を維持することによる事業多角化の推進である。しかし、著者は近年、三星グループではコストがメリットよりも大きくなっていると見る。コストとは、第一に創業者主導の無理な多角化による優良企業のコスト拡大であり、第二に次世代への株式継承というファミリーの利益を最優先することによる企業の利益の侵害である。

それでもファミリービジネスから経営者企業への転換が見られないのはなぜなのか。著者はその理由として、韓国の財閥継承者がビジネスに対する強い志向性を持ち、かつグループ企業を次世代に継承すべきファミリーの財産＝家産とする観念が強いこと、及び俸給経営者が創業者家族に強い「忠誠心」を持っていることのみをあげている。特に俸給経営者に経営の権限が委譲されないことに

ついて、法的な権限・責任はないが実質にグループを支配している「想像の統括者」であるグループ会長職に、歴史的経路依存性からファミリーが就任するよう慣例づけられていることに問題があるとする。その上で韓国財閥が脱ファミリービジネス化を進める条件として、系列企業が独立性を高めて、グループ会長を必要としない経営組織になることが必要であると著者は主張している。

以上の議論に対する評者のコメントとして以下の4点をあげておきたい。第一に、2000年代後半から多くの財閥のガバナンスは改善傾向にあり、近年発覚している法令違反は問題深刻化の現れというよりも、適切な監視の下で問題が改善されていくプロセスと捉えるべきではないか。第二に、ファミリービジネスのコストとは創業者家族にとっての継承コストであり、脱法的な持株譲渡が不可能になったことにより膨らみつつあると見られる。このコストにより持株比率が下がることが、所有面から見た脱ファミリービジネス化の可能性であると評者は考える。第三に、ファミリーが「想像の統括者」であるグループ会長職にあるのは歴史的経路依存性に基づくというよりも究極の所有者であるためであろう。今後、系列企業に権限が委譲され会長及びグループ統括機構にポートフォリオ機能のみ残るようになれば、経営面から著者が指摘するような脱ファミリービジネス化が可能となるかもしれない。第四に、経営破綻やトップが不祥事を起こした場合でも韓国ではファミリービジネスから経営者企業に転化した例がほとんど見られないのはなぜか、これまでの議論とは別に考える必要があるだろう。

本書で展開した著者の主張は論争的であり、本書を契機に韓国財閥に関する議論がより活発になることを期待したい。

第 67 回西日本研究会 2009 年 2 月 7 日 (土)

韓国『ハンギョレ新聞』の現状と課題

森 類臣 (同志社大学)

本報告は、韓国の日刊紙である『ハンギョレ新聞』(以下『ハンギョレ』という。1996 年 10 月、題号を『ハンギョレ新聞』から『ハンギョレ』へ変更)の現状と課題について提示する事を目的とする。

『ハンギョレ』を研究する上で、非常に重要なのは、創刊過程である。朴正熙政権・全斗煥政権時代に行われた言論弾圧・および言論統制下で解雇された記者たちが、東亜自由言論守護実践委員会・朝鮮自由言論守護闘争委員会としての闘争を経て、民主言論運動協議会を設立、民主化を求める市民の力を基礎にして『ハンギョレ』創刊に至るという基本線を押さえる必要がある。韓国社会が民主化を求めるダイナミズムの中で、「言論民主化」を求める声も高まり、「六月抗争」でピークに達し、『ハンギョレ』創刊に結実したのである。

『ハンギョレ』に言及するには、キーパーソンである人物のジャーナリズム観を把握することも不可欠である。宋建鎬(ソン・ゴノ)・任在慶(イム・ジェギョン)らだ。宋は『ハンギョレ』創刊の思想的・精神的柱であり、『ハンギョレ』創刊に与えた影響は群を抜く。一方、任についてはこれまであまり注目されてこなかったが、『ハンギョレ』の精神的支柱であり、大きな影響力を持ち続けた最重要人物の一人(『ハンギョレ』古参記者ら)であることは間違いなく、例えば『韓国日報』客員論説委員の高宗錫(コ・ジョンソク)は、「実証的専門性で宋建鎬の著書らに先んじており、論理と均衡感覚で李泳禧の著書らに先んじ

ている」として任を評価している。

『ハンギョレ』の紙面構成・取材報道体制および会社組織に関する分析では(1)国民株(2)社内民主制、(3)「世論媒体部」、(4)国民記者席・市民参加型ジャーナリズムの試行などが挙げられる。国民株とは株を一般市民に買ってもらう方式(ほぼ募金に近い)であるが、その独創性は、特定勢力による資金面での影響力を防ぐため、購入上限を全体の1パーセントに押さえていることである。社主が存在することが当たり前だったメディアで、この方式で新聞を創刊したことは当時も今も、世界でほとんど類をみない。鄭泰基(チョン・テギ)が中心となって考案したこの制度は、韓国国内の地方紙である『慶南道民日報』『済民日報』などの創刊時にも応用されたが、どの程度普遍性があるのかは検証の必要がある。

また、91年11月に『ハンギョレ』が、記者クラブを介して行われていた寸志の横行を暴露した「保健社会省記者クラブ巨額賄賂授受事件」報道は、特筆に値する。『ハンギョレ』の報道の影響により、記者クラブを介しての寸志の授受は劇的に減った。のみならず、韓国社会で“常識”となっていた寸志の慣習を改めるインパクトがあった。『ハンギョレ』だけがこの事件を報道できた理由として、『ハンギョレ』が創刊時から権力監視報道を貫く姿勢を持っていたことと、そのような『ハンギョレ』に同業他社の記者たちも期待していたことが大きい。

このような『ハンギョレ』の歴史的概観・システムを踏まえうえで、現状を分析すると、課題が一層浮き彫りになる。1988年当時としては、組織・理念・論調とも革新的だった『ハンギョレ』は、金大中(キム・デジュン)政権・盧武鉉(ノ・ムヒョン)政権と二代続いて進歩・革新的な理念に近い政権になった韓国社会でどのような役目を負うべきだったのかを検証し、また、現在の李明博政権ではどのような役目を負うべきなのかを提示することは、『ハンギョレ』の今後を考える上で最も重要である。2008年の「ろうそく集会(デモ)」報道における『ハンギョレ』の論調の吟味も押さえる必要があろう。

また、いわゆる“進歩言論”として台頭してきた『京郷新聞』との競合、広告費に収入の大部分を依存する体質など、『ハンギョレ』は現在過渡期に差し掛かっている。特に、2007年10月から『ハンギョレ』が始めた企画報道「三星(サムソン)秘密資金口座」の反撃として、三星が2007年11月から『ハンギョレ』に広告費を一切出していない状況は、『ハンギョレ』の経営を直撃している。「政治権力から独立した報道機関」という目標を達成した『ハンギョレ』は、これから「経済権力との闘争」をどのように達成するかを模索している。

* * *

第7回科学技術部会 2009年9月26日(土)

ベンチャービジネスを目指す研究者への提言 —ソフトサーボシステムズ株式会社の設立までの紹介—

梁 富 好 (ソフトサーボシステムズ株式会社)

私は京都大学工学部数理工学科卒業後、米国マサチューセッツ工科大学(MIT)機械工学科ロボット工学の分野で博士号(Ph.D.)取得した。その後MIT研究助教授として、次世代CNC・モーションコ

ンロトル技術の研究開発に従事したが、1998年に研究成果をもとに米国でSoft Servo Systems, Inc.を設立した。日本市場での業務拡大に伴い、2006年に日本法人ソフトサーボシステムズ株式会社を設立し、当社代表取締役社長兼 CEO に就任した。現在、米国 Soft Servo Systems 社の CEO を兼務している。

ソフトサーボシステムズは、最新の制御技術と最先端ソフトウェア技術を融合させ、世界のものづくり業界にさらなる技術革命をもたらすために、1998年に米国マサチューセッツ工科大学の研究チームによってボストン郊外で設立された。設立以来、世界の工作機械メーカーや半導体製造装置メーカー、各種産業機械メーカーに、従来では対応が困難であった特殊な工作機械や超精密加工機に対し、ニーズに合わせた最適なモーションコントロールソリューションを提供している。

現在の機械制御技術は、コンピューターと制御コントローラー、機械の三つのシステムとして作動している。しかし近年のコンピューターの発展に伴い、コントローラーで行っていた作業をコンピューターで行うことが可能となってきている。ソフトサーボシステムズでは、このような機械制御技術を行うソフト開発を行っている。

米国 MIT での機械工学の研究成果を基に培った自らの最新技術をもって、現在、米国や日本、その他アジアの広範囲で活発に活動している。在日経営者である自分の経験を基に活動内容と同社の持つ最新の技術について詳細に紹介する。また、若い技術者・科学者が社会に打って出るための、また、ベンチャー起業を目指す方々に指針となるような、戦略や経験談を話し皆さんと議論する。

日本支部第2回理事会及び第13回総会 報告

日本支部第2回理事会及び第13回総会が2009年度学術大会当日の昼に開催された。2008年度事業報告・決算と2009年度事業計画案・予算案が協議・承認され、地域別研究会、特別講演会、日本支部通信、事務局会議及び辞典編纂会議に関する取り組みが紹介された。特徴的なこととしては会員拡大、学会宣伝のためにパンフを1,000部作成したこと。『在日コリアン辞典』の編纂事業について、朴一会長の下で進められてきた『在日コリアン辞典』の編纂事業が2008年度3月に、概ね項目整理(総項目数885、総執筆者数122名)が終了し、執筆者の選定を終え、執筆者に原稿を同年6月末締めで依頼したこと。同年以降は依頼原稿の回収と校正作業が本格化すること。今後とも2ヶ月に1回は編纂会議を開催し、作業を進めていくこと。来年の国際高麗学会創立20周年を記念して発刊すること。また、これまでと同様に、同事業を通じ、学会へ研究者を始めとする多くの人的資源を結集することによって、会員拡大を積極的に図っていくこと。今後の課題として、出版助成金の獲得が依然として残されていること。以上の説明がなされた。

国際高麗学会 第9回コリア学国際学術討論会 報告



2年に1度開かれる国際高麗学会の世界大会であるコリア学国際学術討論会が2009年8月26日から28日まで中国上海の名門校復旦大学を会場にして開かれた。

8月26日のレセプションに続き27日午前開会式が開かれた。国際高麗学会鄭光会長の歓迎辞の後、韓国学中央研究院金正培院長による「韓国学と国際化」、朝鮮社会科学院金正永副院長による「朝鮮における朝鮮学研究状況方向に対して」と題する基調講演が行われた。前者金正培講演は国際化する今日とりわけ多民族、多文化社会の到来を迎える中で移住、離散(ディアスポラ)現象も見据える多角的な韓国学研究が必要だと訴え、後者金正永講演は先軍思想を指針に社会主義強盛大國建設に進む朝鮮において朝鮮学をいかに時代的要求に適応させ発展させるか努力している点を強調した。

開会式に続いて分科会報告・討論に移り、歴史・言語・文学・社会/教育・政治経済・芸術/民族・哲学/宗教の7分科会に分かれ、翌28日夕刻まで総計実に103本の報告とそれぞれの討論が進められた(総参加者は140名)。報告者は南北コリアンのほか中国朝鮮族、在日コリアン、在米コリアンを含むアメリカ人、在ロシアコリアンを含むロシア人、ドイツ人と多彩を極め、同じく多彩な地域から様々な研究領域に専念する研究者が集い分科会ごとに活発な討論を展開した。とりわけ朝鮮社会科学院からは22名の参加者があり、近時の南北関係や共和国における政治経済政策をめぐるさまざまな問題に議論が集中したが、筆者の見た限りでは相互の立場を尊重した冷静な議論が印象的であった。

日本支部からは大東文化大学永野慎一郎「韓国の経済発展に対する在日韓国人の役割」、大阪教育大学裴光雄「韓国FTA戦略に関する考察—韓・チリFTA交渉・妥結・発効後の評価を中心に」、立命館大学鄭雅英「韓国4・19革命と在日同胞社会—韓国民団系学生青年運動を中心に」(以上、政治経済分科会)、大阪産業大学全永男「在日中国朝鮮族のインターネット掲示板言語に関する研究」(言語分科会)の計4本の報告が行われた。

28日夕刻に学会総会と閉会式が行われた。総会では鄭光会長が留任し、尹靖水事務総長が退任、新たに裴龍氏が新事務総長に選出された。閉幕式における国際高麗学会会長の閉会辞をもって盛会のうちに学術討論会の幕を閉じた。連日の昼食会、晚餐会では中国式の円卓を囲んだ各参加者が和やかに談笑し、最終日の歓送晩餐会では地域、国籍、民族を超えた参加者があちらこちらのテーブルで「乾杯、ウィハヨ！」の掛け声とともに杯を重ねあう光景が見られた。筆者の座った酒席では朝

鮮社会科学院の研究者が韓国、中国、日本からの参加者を相手に朝鮮における恋愛、結婚事情をユーモアたっぷりに「解説」され、親密さと笑い声の絶えない豊かなひと時となった。残念ながら筆者は参加できなかったが、29日から30日まで江南の名勝地である蘇州、杭州へのフィールドワークが行われ90名以上が参加、無事に終了したとのことである。

次回開催地は未定とのこと。多数の参加者による長大なプログラムを滞りなく進行させた本部スタッフの方々の努力に深く敬意を表したい。(鄭雅英)

訃報 金文子さん永眠



1996年4月から2004年3月までの8年間、国際高麗学会日本支部の事務局員として献身的に学会活動を支えてこられた金文子さんが、2009年6月26日に享年66歳にて永眠されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

金文子さんの訃報に接して

文 京 洙 (国際高麗学会日本支部前代表)

文子さんの悲報に接して、私は、呆然としてしばし言葉を継ぐことができなかった。山登りに行かれた話を、目を輝かせながら語っていた文子さんの笑顔が脳裏をよぎった。いつも明るく、ハッキリとした口調でテキパキと仕事をこなしていた文子さん——その訃報は、陰りのない文子さんしか知らなかった私には、あまりにも突然の知らせであった。

私は、2005年までの3年余りの間、国際高麗学会日本支部の代表を務めた。文子さんには、その間、事務局員として学術大会、研究会、事務局会議、さらには交流会といった、日本支部のさまざまな取り組みを通して精一杯サポートしていただいた。私の勝手な思いもあろうが、何となく「うまが合う」という感じを抱かせてくれる人であった。そういう文子さんの行き届いた気遣いが、かりにも“代表”として学会の運営に携わる私の負担感をどれほど軽くしてくれたことか。

同胞社会の組織とコミュニティという点ではほぼ同じような文脈と時代を生きたもの同士の共感めいたものも少なからずあった。宴席などでの語らいでは、ご家族のことはもちろん、同胞社会や本国の行く末についての思いも言葉のはしはしに滲ませていた。そういう文子さんの遺志を心に刻みつつ学会の運営や研究に精進せねばと、いま、心を新たにしている。

日本支部事務局の一同を代表して、ご冥福を心からお祈りするとともに、ご家族の皆さんに謹んでお悔やみを申し上げます。

国際高麗学会 日本支部規約

第 1 条〔目的〕

国際高麗学会日本支部(以下「日本支部」と略記)は、国際高麗学会会則に定める地域本部のひとつとして、日本における Korea 学発展のための研究活動と、研究者の相互交流の場をつくることを目的として設置される。

第 2 条〔活動〕

前条の目的に沿って、日本支部独自に次のような活動を行う。

- ①学術大会の開催
- ②講演会・シンポジウムや研究会の開催
- ③会報(支部通信)の発行
- ④会員およびそれ以外の研究者の親睦と交流のための行事
- ⑤その他、学会の趣旨に沿う行事

第 3 条〔会員〕

〈1〉日本に居住する国際高麗学会の会員を以て日本支部の会員とする。Korea 学研究者または Korea 学に関心を持つ者で本学会の趣旨に賛同する者は会員になることができる。

〈2〉会員のうち学生会員の会費は半額免除とする。

〈3〉会員は日本支部の全ての行事に参加する権利をもつとともに、日本支部の総会において議決に加わる資格をもつ。

第 4 条〔支部総会〕

日本支部会員の支部総会を開催し、日本支部の最高議決機関とする。ただし、支部総会の開催が困難なときは会長の判断で第 7 条に定める理事会に諮問し、理事会の決定を以て支部総会の決定にかえることができる。

第 5 条〔研究会〕

〈1〉日本支部に下記の研究会をおく。

- ①東日本研究会 ②西日本研究会 ③科学技術研究会

〈2〉研究会に代表各 1 名をおき、活動の責任者とする。その責任者は日本支部会長が委託する。

〈3〉研究会は、日本支部の活動のひろがりに応じて、将来一層の拡充を期するものとする。

第 6 条〔役員〕

〈1〉日本支部に次の役員をおく。①会長 1 名 ②副会長 1 名 ③事務局長 1 名

〈2〉会長は副会長及び事務局長の補佐のもとに、日本支部の活動全体を統轄する。

〈3〉会長・副会長は次条に定める日本支部理事会において選出する。

〈4〉事務局長は会長が委託する。

〈5〉役員任期は 2 年とするが、再選を妨げない。

〈6〉日本支部に顧問をおくことができる。

第 7 条〔理事会〕

日本支部の活動方針および役員決定のために、日本支部理事会をおく。

〈1〉理事会は次の各号の理事をもって構成する。

〈2〉①第 6 条に定める役員 ②第 5 条の研究会代表 ③その他とくに会長が指名した者

〈3〉上記のうち②③については理事会の承認を得るものとする。

第 8 条〔事務局〕

〈1〉日本支部の日常活動の遂行のために、事務局長の委託による事務局員を若干名おき、事務局を構成する。

〈2〉事務局は大阪市天王寺区舟橋町2-2 OICセンタービル5Fにおく。

第9条〔財政〕

〈1〉日本支部の活動に必要な経費は日本に居住する学会員(日本支部会員)の会費および賛助会員の会費・寄付金収入などにより充当し、支出については事務局が執行する。

〈2〉年間の予算・決算については理事会において決定したうえで、本部事務局会議の了承を得るものとする。

第10条〔改正〕

この規約は国際高麗学会運営委員会の承認によって発効し、改正に際しても運営委員会の承認を得るものとする。ただし、運営委員会の開催予定がない場合には日本支部理事会において決定したうえで、本部事務局会議の了承をもってこれにかえることができる。

2007年8月15日

国際高麗学会運営委員会承認

(付則)この規約は、日本支部第1回理事会(2008. 5. 25)にて改正。

国際高麗学会日本支部役員名簿

〈 顧 問 〉

大村益夫	元代表・早稲田大学名誉教授
高 秉 雲	大阪経済法科大学客員教授

〈 理 事 〉

朴 一	会長・大阪市立大学教授
高龍秀	副会長・前日本支部事務局長・甲南大学教授
裴光雄	事務局長・大阪教育大学准教授
文京洙	前代表・立命館大学教授
瀧澤秀樹	元代表・元本部会長・大阪商業大学教授
徐正根	東日本研究会代表・山梨県立大学准教授
鄭雅英	西日本研究会代表・立命館大学准教授
蔡徳七	科学技術研究会代表・大阪大学助教
宋 亀	前事務局次長・前科学技術部会長・大阪経済法科大学客員教授
呉清達	常任顧問・大阪経済法科大学教授
宋南先	本部副会長・元本部会長・大阪経済法科大学教授
尹靖水	前本部事務総長・梅花女子大学教授
宋在穆	元本部事務総長・大阪経済法科大学教授
金哲央	大阪経済法科大学客員教授
高賛侑	近畿大学非常勤講師・ノンフィクション作家
任正嫻	朝鮮大学校教授
高正子	神戸大学非常勤講師
三村弘光	環日本海経済研究所主任研究員
伊地知紀子	愛媛大学准教授